

令和4年度 公(私)立保育所(園)、公(私)立認定こども園の 認定申請および現況申請について

認定について

- 1号認定 保育を必要としない3～5歳児の児童。
(家庭で保育が可能のため降園時間が早く、長期休業があります。)
- 2・3号認定 さまざまな事情で家庭で保育することが困難な児童。(2号は3～5歳児、3号は0～2歳児)

① 1号認定希望児童【新規申請、転園する場合】

入園申請期間 10月1日(金)～15日(金) 午前9時～午後5時(土・日・祝日は除く)
※(私立) 認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園は、10月29日(金)まで受け付けます。
※上記期間中に希望施設で入園申請を行い、内定後に子育て支援課で認定申請の手続きを行ってください。

入園申請書類 (公立) 9月24日(金)から子育て支援課および各支所(川島・山川・美郷、各こども園に備え付けます。また、市のホームページからダウンロード可能です。
(私立) 9月頃から各こども園に備え付けます。詳しくは各施設に問い合わせください。

認定申請期間 11月1日(月)～17日(水) 午前9時～午後5時(土・日・祝日は除く)

認定申請書類 公立・私立ともに10月末頃、内定通知と同時に施設を通じてお渡しします。

② 2・3号認定希望児童【新規申請(出産予定の子も含む)、転園、1号から2号へ認定変更する場合】

受付期間 11月1日(月)～17日(水) 午前9時～午後5時(土・日・祝日は除く)
提出書類 10月1日(金)から子育て支援課および各支所、各施設に備え付けます。また、市のホームページからダウンロード可能です。
申請受付 子育て支援課、各支所

③ 現況申請【今年度と同じ認定で同じ施設を継続利用する場合】

受付期間 10月11日(月)～22日(金) 午前9時～午後5時(土・日・祝日は除く)
提出書類 利用中の施設から現況届をお渡しします。令和3年10月以降に途中入園が決定している児童には、子育て支援課から郵送します。
申請受付 各施設、子育て支援課、各支所

※①、②の申請については随時受け付けていますが、施設に空きがある場合のみ入園できます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

施設の種別と対象認定	施設名	所在地/電話番号等	受入年齢	受付
2・3号(児)保育所	公立 鴨島呉郷保育所	鴨島町飯尾550-24 TEL・FAX 24-7852	1歳～5歳児	②新規・転園・認定変更は子育て支援課、各支所
	私立 鴨島ひかり乳幼児保育園	鴨島町喜来323-151 TEL 24-1282・FAX 24-1283	生後2カ月～2歳児	③現況届は各施設、子育て支援課、各支所
認定こども園(児)2・3号	公立 鴨島東こども園	鴨島町牛島888-1 TEL 24-8911・FAX 24-8922	1号 2・3号	①入園申請は各希望施設へ。 内定後、施設より配布された認定申請書類を、子育て支援課へ提出してください。 ②新規・転園・認定変更は子育て支援課、各支所 ③現況届は各施設、子育て支援課、各支所
	公立 川島こども園	川島町栗村2421-1 TEL 25-6690・FAX 25-6691		
	公立 高越こども園	山川町町94 TEL 42-2430・FAX 42-2400		
	私立 認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園	鴨島町鴨島380 TEL 24-2435・FAX 22-0899		
	私立 鴨島かもめこども園	鴨島町西麻植字大東98-1 TEL 24-2856・FAX 24-2857		
	私立 山瀬かもめこども園	山川町諏訪266-5 TEL 30-1212・FAX 30-1213		
	私立 鴨島中央認定こども園	鴨島町鴨島乙897-9 TEL・FAX 24-2356		

●問い合わせ 子育て支援課 ☎22-2266 FAX22-2245

11月26日から コンビニ交付サービスがスタートします

マイナンバーカードがあれば、住民票の写し・戸籍・戸籍の附票・印鑑登録証明書・所得課税証明書がコンビニのマルチコピー機(多機能端末)で、取得できるようになります。

【マイナンバーカードをお持ちでない方へ】

市民課にて、マイナンバーカード申請サポート(無料写真撮影、オンライン申請サポート)を実施しています。カードの受け取りには、申請から1カ月半～2カ月かかります。
コンビニ交付の利用を希望される方は、この機会にぜひマイナンバーカードの取得をご検討ください。

※令和4年3月末をもって自動交付機(本庁設置)は廃止いたします。
廃止後は、市民課・各支所の窓口もしくはコンビニをご利用ください。
※市民課・各支所の窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、「印鑑登録証(よしのがわ市民カード)」が必要です。「印鑑登録証(よしのがわ市民カード)」は今後も利用しますので捨てないでください。

●問い合わせ 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245

9月1日から、遺族の方の手続き支援のため 「おくやみコーナー」を開設しました

9月1日(水)から、死亡に伴う手続きを支援する「おくやみコーナー」を開設しました。家族や親族が亡くなった後の市役所で行うさまざまな手続きを案内するほか、申請書類の作成など遺族の方の負担を少しでも軽減できるようサポートします。ぜひご利用ください。

【おくやみコーナーの概要】

- ・開設場所 市役所本館 1階
- ・利用方法 事前要予約(土・日・祝日を除く2日前までに要予約)
- ・予約受付時間 午前8時30分～午後5時
- ・利用対象者 死亡時に本市に住民登録されていた方の遺族
- ・手続きの内容 市民課で交付可能な証明書の交付
介護保険被保険者証などの預かり、簡易な申請書の受付
手続きが必要な部署への案内 など

※予約の際に、故人や遺族の方の手続きに必要な情報をお伺いします。
※手続きには時間がかかりますので、余裕をもって予約をお願いします。
(予約をいただいても、状況によりお待ちいただく場合があります。)

※「おくやみコーナー」を利用せず、直接各担当課や支所での手続きも可能です。

●問い合わせ 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245

